

動物用医薬品は使用基準(関係法令)を守り 適正に使用して、情報管理して下さい！

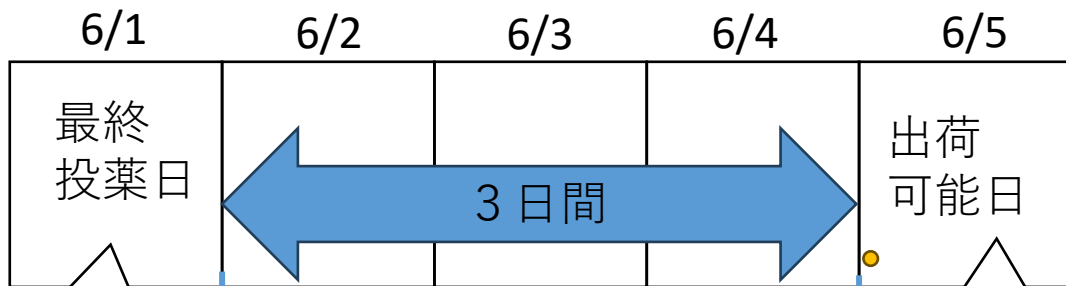
使用禁止期間中に動物用医薬品の投与のあった牛が、当所管内のと畜場でと畜され、自主廃棄となった事例が発生しました。

「使用禁止期間」を守らなかった場合、そのことだけで罰則が適用されます。「休薬期間」は直ちに罰則が適用されるわけではありませんが、食品衛生法違反となった場合、回収等が命じられることになります。期間が終わるまでは出荷できません。

★医薬品は使用記録（台帳）をつけ、確実に保管する★
★出荷は指示書や使用記録をしっかりと確認してから★

〈使用禁止(休薬)期間の数え方〉

例) 使用禁止(休薬)期間が3日間の場合



この日は3日間のカウントに含まない

● 使用禁止(休薬)期間

3日間が経過した翌日に
出荷が可能

獣医師と
確実な情報
の共有を！

出荷当日に
と畜される
こともあり

医薬品使用時の注意点

- ★ 同じ薬剤でも製品や投与方法で休薬期間等が違う場合があります！
- ★ 搾乳用と食肉用で休薬期間等が違います！
- ★ 農場の従業員と医薬品投与の情報共有を確実に！

家畜人工授精講習会のご案内

今年度は牛の家畜人工授精に関する講習会が開かれます。

令和8年度 家畜人工授精に関する講習会

- (1) 開催日
令和8年11月9日（月）～12月9日（水）
（土日・祝日を除く22日間）
- (2) 開催場所
千葉県畜産総合研究センター
- (3) 受講者負担
受講料は3万8千円
- (4) 申請期間
令和8年8月3日（月）から9月4日（金）まで
- (5) 申し込み先
各農業事務所企画振興課

詳しくは千葉県ホームページを参照ください

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shikaku/jinkoujusei.html>

千葉県東部家畜保健衛生所

TEL 0479-85-8900 FAX 0479-85-5932

※急性悪性家畜伝染病の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。